## 応急仮設住宅(仮設・借上げ住宅)の供与期間について

供与期間を、全県一律で平成29年3月末まで延長します。

福島県内の借上げ住宅の再契約手続きにつきましては、平成27年11月頃より開始いたします。

福島県外の借上げ住宅等につきましても、再契約手続き等が必要になります。

平成29年4月以降の供与期間については、被災時にお住まいだった市町村(または区域)によって、取り扱いが異なります。

1 避難指示区域(平成27年6月15日時点)から避難されている方 平成29年4月以降の供与期間については、 選難指示の解除の見通しや復興 公営住宅の整備状況などを見据えながら、今後判断します。

取り扱いにつきましては、改めてお知らせします。

楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村、南相馬市の一部、川俣町の一部 川内村の一部

- ※ 避難指示区域とは、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域を指します。
- 2 避難指示区域以外から避難されている方

災害救助法に基づく応急仮設住宅(仮設・借上げ住宅)の供与は、<u>平成29年3</u>月末をもって終了となります。

平成29年4月以降は、災害救助法による対応から新たな支援策へ移行してまいります。支援策の概要は下記QRコードからご覧下さい。

上記避難指示区域(平成27年6月15日時点)以外からの避難世帯

※ 自宅が地震・津波による被害を受け、移転先の住宅の整備が完了しない 世帯につきましては、個別に延長することを検討しております。詳細につ きましては、今後決まり次第お知らせいたします。



なお、福島県外の応急仮設住宅につきましては、各都道府県に対し、上記のとおり対応していただくよう、福島県より要請しております。

問い合わせ先《福島県 被災者のくらし再建相談ダイヤル》

0000120-303-059

受付時間 午前9時~午後5時 月曜日~金曜日(祝日・年末年始を除く) 帰還・生活再建 に向けた総合的 な支援策の概要 はこちら→



